

市行革審の見直し素案にご意見を

公平性の観点からルールを定める



補助金のあり方について検討する行財政改革審議会

市行財政改革審議会では市長の依頼を受け、昨年12月25日に開催した会議から5回にわたって、市単独補助金の見直しについて審議を重ねてきました。会議では、補助金の基本的な考え方や補助対象事業費、補助率、交付期間などについて審議し、基準を定め統一したルールにより交付を行うことを内容とした素案を取りまとめました。この補助金の調整は、合併協定で「新市の一体性を確保するため、それぞれの実情、公益性、有効性、公平性に配慮しながら、新市において速やかに調整する」とされていたものです。ここでは、素案の内容をお知らせし、皆さんのご意見を募集します。

適正な交付を目指す

市単独補助金とは、国や県の制度などで定められているもの以外で、市が独自の施策としてさまざまな目的で、特定の事務や事業などに補助する金銭のことです。本年度の当初予算では、100以上の対象となる事業に、総額で約4億円の補助金が計上されています。しかし、これまでは補助金の交付に關しては、事務手続きについて定めた補助金交付規則のほかは、明確な基準がありませんでした。そして、予算を計上する段階で、補助金を

「交付するかどうか」、「どれだけ交付するか」など、それぞれの事業を検討して決めていました。

市単独補助金の原資は、皆さんからの税金です。「公益上必要であるか」、「公平性が保たれているか」、「交付に対して費用対効果が認められるか」などの観点から求められます。行財政改革審議会からの提言書（素案）を基に、皆さんの意見を加味して、今後は公平性の観点から、統一した基準を定めることとしています。このことにより、すべての市単独補助金について、適正かつ公平に交付するようにしていきます。

市行財政改革審議会とは  
この審議会は、市の行財政の実態に検討を加えて、行財政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する機関です。委員は、公募を含む15人で構成されています。

現在は、合併後の平成17年度に、同審議会から答申のあった「市行財政改革大綱」と「行動計画」の進捗よく管理を中心に、行財政の改善について審議をしています。

また審議会の開催状況として、会議資料や議事録の要約版などが、市のウェブサイトでご覧になれます。

市ウェブサイト（<http://www.city.ena.lg.jp/>）の「市政の案内」から「恵那市行財政改革」の「恵那市行財政改革審議会の開催状況」をご覧ください。

提言書の素案(要約)

地域振興補助をまとめた「包括的補助金」に

基本的な考え方

補助金については、自助努力をもつてしても不足する分を補助するという考えを、徹底すること。また補助対象事業、補助対象事業費、目的分類、補助率について明確な基準を定めるとともに、個々の補助金などの必要性や効果について、客観的な視点から十分なチェックを行うこと。

補助対象事業費

補助金の対象事業費については、その内容を明確にすること。その際、次の項目に該当する事業費は、原則対象としないこと。交際費、慶弔費、懇親会費に係る経費  
社会通念上、適切な範囲を超えた経費  
単なる物品などの配布で終わる経費

補助率の適正化

補助率は、公益上の必要度に

基準	補助率	内容
行政を補完している団体などに対するもので、市の施策上必要な事業	10分の10以内	行政を補完する団体などが行うサービスや事業で、本来行政が直接行うべきか、それに匹敵する程度に公共性や公益性が高いもの
受益の範囲が不特定多数に及ぶもので、市の施策上必要な事業	2分の1以内	必ずしも行政が行うべきサービスや事業とまでは言えないが、公共性や公益性が高く、事業実施の結果、受益が不特定多数に及ぶもの
受益の範囲が特定しているが、市の施策上必要な事業	3分の1以内	必ずしも行政が行うべきサービスや事業とまでは言えないが、公共性や公益性が高く、事業実施の結果、受益が特定されているもの

じて判断し、原則として次の基準に従うこと。ただし、別途要綱などで定められているものは、この限りではない。

交付期間

補助金の同一団体への交付期間は、すべて3年をもって見直しをすること。なお、国、県などの制度による上乗せ補助金については、その補助期間終了をもって原則終了とする。

地域振興関係補助金の在り方

地域間格差を解消するため、地域振興関係補助金など地域独自の補助金については、地域協議会への包括的な補助金に組み替えた方が良いと判断できるものは、移行すること。そして、総額の抑制を図りながら、地域（地域協議会や振興事務所など）による事業選択ができる仕組みを構築すること。

総額抑制

少子高齢化や人口減少、経済情勢の悪化に伴い市税収入の減が見込まれる一方、平成27年度以降には合併特例期間の終了に伴い、地方交付税も大幅に減少することは避けられない状況となっている。こうした状況の中、補助金総額に対する目標値を定めて、総額の抑制を図ること。

提言書(素案)にご意見を

市では、市民の意見を反映させるため、提言書(素案)についての意見を募集します。

素案は、企画課、市中央図書館、本庁舎情報公開コーナー、各振興事務所で閲覧できます。市ウェブサイトにも掲載しています。<http://www.city.ena.lg.jp/>

閲覧期間は意見募集期間と同じです

募集期間 7月15(水)～8月14日(金)

意見応募方法 閲覧場所にある所定の用紙や、本紙毎月1日号に折り込みの「広報直通便」をご利用ください。通常の広報直通便と区別するため、【行財政改革または企画課】などの見出しを記入し、投函してください。ファクスやメールでも応募できます。

企画課(内線332) ☎ 25-6150

✉ kikaku@city.ena.lg.jp